

若年技能者育成企業支援事業費助成金

従業員の技能検定試験受検を支援する企業へ大分県が助成します！

対象となる事業者

※R8年度から手続きが簡単になりました！

以下の①～③に該当する**大分県内の中小企業者**

- ①R8年4月1日時点で**満40歳未満**の常勤の従業員にかかる当該年度の技能検定試験の**受検手数料の全部**を負担した事業者
- ②**技能士資格について月額1,000円以上の資格手当制度**を設けている又は新設することを予定している事業者
- ③従業員に対して**技能検定試験受検に対する支援**を行った事業者

助成額一覧表

1人あたりの助成額一覧表			
受検級		実技・学科両方受検	実技のみ受検
特級・1級		23,000円	22,000円
2級			
3級	23歳以上	19,000円	17,000円
	23歳未満		

対象試験：職業能力開発促進法に基づき大分県職業能力開発協会が実施する**技能検定試験（前期・後期実施分）**
当該年度の1事業主あたりの補助対象受検者は**最大3名まで**

手続きの流れ

※1回の手続きで申請から請求まで完結します

- (1) 各事業所において技能検定対策を実施
- (2) 技能検定試験を受検
- (3) **合格発表後、県に必要書類を申請** ※オンライン・郵送・持参で申請可能
 - ①申請書兼請求書（第1号様式）
 - ②技能検定試験対策実施報告書（第2号様式）
 - ③誓約書（第3号様式）
 - ④受検者の常勤性が確認できる書類
 - ⑤検定手数料を企業が負担したことが分かる書類（領収書等）
 - ⑥検定結果通知書の写し
 - ⑦資格手当制度を確認できる就業規則等

申請様式・留意事項について

各種様式は大分県ホームページからダウンロードできます。
補助金交付要綱やQ & A等も掲載していますので、必ずご確認ください。



申請期限

前期試験：合格発表の日から1か月以内

後期試験：令和9年 3月31日（水）まで

【問い合わせ先】大分県商工観光労働部産業人材政策課 職業能力開発班
(県庁舎本館7階) TEL：097-506-3330

大分県技能人材育成表彰のご案内

優秀な技能者の育成と技能の継承への取り組みに優れた成果が認められる中小企業を表彰します！

対象となる事業者

大分県に主たる事業所を有する者であって、

- ・大分県中小企業活性化条例第2条第1項に定める中小企業
- ・中小企業等協同組合法第3条第4号で規定する企業組合
- ・中小企業団体の組織に関する法律第3条で規定する協業組合

表彰の要件

表彰は、次の①に該当し、かつ②～⑤のいずれかに該当する県内中小企業等に対して行います。

- ①大分県内での事業実績が直近で5年以上あり、その間労働関係及びその他重大な法令違反がないこと。
- ②技能の向上のために技能者の能力開発に積極的に取り組んでいること。
- ③地域や業界における技能継承や技能検定の推進に積極的に取り組み、その貢献が顕著であること。
- ④技能者の処遇・地位向上に積極的に取り組んでいること。
- ⑤その他人材育成について独自の取組を行っていること。

応募の流れ

●応募制：表彰を希望する中小企業・団体が、必要書類を提出してください。

<提出方法> 下記の提出先へ、直接持参または郵送してください。

※持参の場合は、平日9時～17時の間のみ受け付けます。

<期限> **令和8年7月31日（金曜日） 必着**

<提出先> 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

大分県 商工観光労働部 産業人材政策課 職業能力開発班

TEL：097-506-3330 FAX：097-506-1756

- ・選考委員会を開催し、応募者の中から被表彰者を決定します。
- ・被表彰者には後日、表彰式において表彰状を授与します。

その他

- ・各種様式は、大分県ホームページからダウンロードできます。
- ・表彰要綱、選考基準なども上記ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
- ・提出された資料は原則返却しませんので、返却を要する書類は添付しないでください。

【問い合わせ先】

大分県商工観光労働部産業人材政策課
職業能力開発班（県庁舎本館7階）

TEL：097-506-3330

